

流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき 金額を定めることにつき議決を求めることについて

下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第2項の規定に基づき、令和6年度において
県の行う流域下水道事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を次のとおり
定めます。

1. 市町が負担する部分

県が行う流域下水道事業に要する費用から国費を除いた額の2分の1

事業費	1/2		1/2	
	国費	県(起債)	市町負担金	
			A市	B市 C町

（ 関係市町の負担割合は計画汚水
量をベースに各処理区の構成市町
からなる下水道推進連絡協議会で
協議、決定している。 ）

2. 負担すべき金額

○湖南中部処理区

市町名	負担金額(円)
大 津 市	158,164,259
近 江 八 幡 市	93,165,249
草 津 市	216,891,435
守 山 市	135,608,988
栗 東 市	121,541,785
甲 賀 市	106,165,050
野 洲 市	79,937,380
湖 南 市	66,932,011
東 近 江 市	116,656,119
日 野 町	24,745,238
竜 王 町	20,526,003
計	1,140,333,517

○湖西処理区

市町名	負担金額(円)
大 津 市	169,872,482

○東北部処理区

市町名	負担金額(円)
彦 根 市	337,980,308
長 浜 市	342,647,786
東 近 江 市	26,815,118
米 原 市	78,248,893
愛 荘 町	70,652,802
豊 郷 町	21,598,525
甲 良 町	16,290,413
多 賀 町	20,957,891
計	915,191,736

○湖南中部処理区（守山栗東雨水幹線）

市町名	負担金額(円)
守 山 市	4,649,117
栗 東 市	4,240,208
計	8,889,325

○高島処理区

市町名	負担金額(円)
高 島 市	52,823,157

4処理区合計 2,287,110,217 円

**流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき
金額を定めることにつき議決を求めることについて**

下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第2項の規定に基づき、令和6年度において県の行う流域下水道事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を次のとおり定めます。

関係市町名	負担すべき金額(円)		
	既決額	増減額	計
大津市	364,733,595	△ 36,696,854	328,036,741
彦根市	360,152,993	△ 22,172,685	337,980,308
長浜市	365,126,674	△ 22,478,888	342,647,786
近江八幡市	110,629,337	△ 17,464,088	93,165,249
草津市	257,548,346	△ 40,656,911	216,891,435
守山市	167,268,250	△ 27,010,145	140,258,105
栗東市	150,444,143	△ 24,662,150	125,781,993
甲賀市	126,065,989	△ 19,900,939	106,165,050
野洲市	94,921,867	△ 14,984,487	79,937,380
湖南市	79,620,624	△ 12,688,613	66,932,011
高島市	106,467,750	△ 53,644,593	52,823,157
東近江市	167,097,920	△ 23,626,683	143,471,237
米原市	83,382,293	△ 5,133,400	78,248,893
日野町	29,383,802	△ 4,638,564	24,745,238
竜王町	24,373,660	△ 3,847,657	20,526,003
愛荘町	75,287,872	△ 4,635,070	70,652,802
豊郷町	23,015,463	△ 1,416,938	21,598,525
甲良町	17,359,121	△ 1,068,708	16,290,413
多賀町	22,332,801	△ 1,374,910	20,957,891
計	2,625,212,500	△ 338,102,283	2,287,110,217
ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。			